

第1章

退職後の医療保険制度

1	退職後の医療保険	3
2	任意継続組合員制度	4
	（1）制度の概要及び加入資格	4
	（2）加入手続	4
	（3）任意継続掛金	5
	（4）任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の交付	7
	（5）被扶養者の認定・取消	7
	（6）任意継続組合員証の記載事項変更	8
	（7）医療給付に関する報告	9
	（8）高齢受給者証の交付	9
	（9）限度額適用認定証の申請・交付等	9
	（10）資格喪失事由及び資格喪失手続	10
3	加入する医療保険の選択についての具体的な【例】	12
	例1 配偶者が現職組合員（当共済組合員）の場合	12
	例2 組合員夫婦が同時退職の場合	12
	例3 配偶者が任意継続組合員の場合	13
	例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合	13
	例5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合	14
4	任意継続組合員の各種給付金	15
5	資格喪失後の各種給付金	16

I 退職後の医療保険制度

1 退職後の組合員証等の返納手続

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失することとなり、在職中の組合員証等を使用して医療給付を受けることができなくなります。

在職中の組合員証等は組合員資格喪失後2日以内に、退職時の所属所長を通じ返納してください。(同時提出書類：「組合員異動報告書」)

臨時的任用職員の方は、任期満了の日までに臨時的任用職員として次の任用がない場合、その翌日から組合員の資格を喪失することとなります。

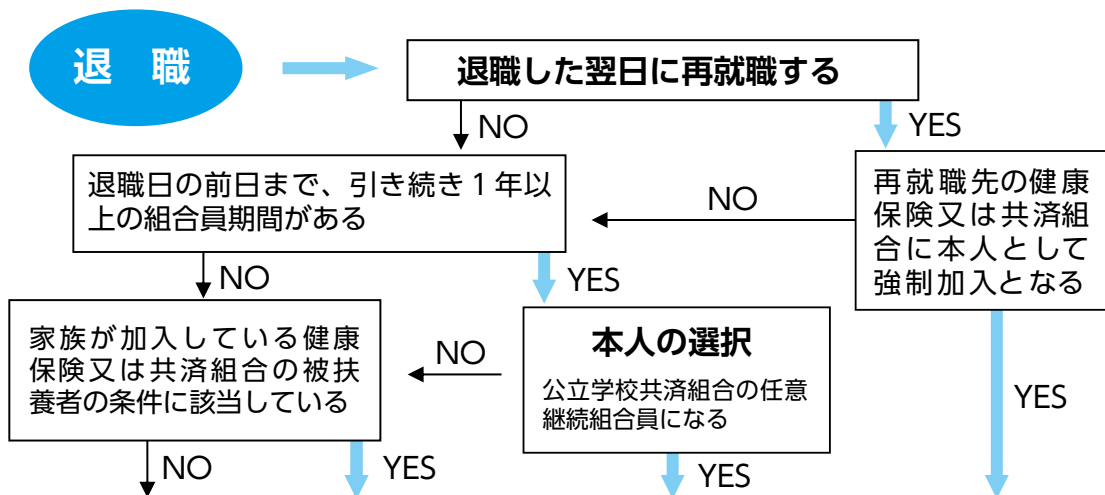
(注) 組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

退職したら、どの公的医療保険制度に加入すればよいの？

退職後は次のいずれかの保険制度に加入しなければなりません。(国民皆保険)

どの制度に加入されるかは、退職後の就業の状況などで異なります。

次のフローチャートで確認してみましょう。



保険制度	国民健康保険の被保険者	家族が加入している各健康保険 又は 各共済組合の被扶養者	任意継続組合員	再就職先の各健康保険の被保険者 又は 各共済組合の組合員
給付内容	附加給付制度がないなど、各健康保険や各共済組合より少額になることもある	各健康保険又は、各共済組合により異なる	現職時とほぼ同じ (休業給付を除く)	各健康保険又は、各共済組合により異なる
保険料等	前年の所得等収入をベースに算出(各市区町村により異なる)	家族の被扶養者となるため、掛金(保険料)の負担はない	退職時の給与額等により異なる	各健康保険又は、各共済組合により異なる
手続窓口	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	家族の就職先の担当	所属所の共済事務担当	再就職先の担当
注意事項等		被扶養者の要件を、必ず、事前に確認する	<u>退職日から20日以内に申出を行い、掛金を納入する</u>	
参照	P4の㉔			P4の㉕

A 再任用される（フルタイム勤務）又は県費支弁職員及び市町費支弁職員で退職後1日も空かず臨時的任用される場合

- ・引き続き組合員資格を有するため、現在の組合員証等は、返納せず、そのまま使用することができますので手続きの必要はありません。

B 再就職する場合

- ・就職先の医療保険制度に加入する
 手続等詳細については、就職先に問い合わせてください。

C 再就職しない・再就職先に医療保険制度がない（加入資格がない）場合

- ・公立学校共済組合の任意継続組合員になる
 医療費は、本人・被扶養者7割給付で在職中と同様です。（詳細はP15参照）
- ・家族の医療保険制度の被扶養者になる
 被扶養者となるために収入額等の要件があり、退職後年金等の収入がある方は、被扶養者になることができないこともあります。
 手続等詳細については、加入されている家族の健康保険担当に問い合わせてください。
- ・国民健康保険に加入する
 医療費は、本人・被扶養者7割給付です。
 手続等詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当に問い合わせてください。
 （「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」を裏表紙に掲載）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険証等を提示してください。
 定期的に受診している医療機関等には、健康保険証が変わったことを申告してください。

2 任意継続組合員制度

(1) 制度の概要及び加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（公務員歴が1年と1日以上の方）が、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得することができ、退職後も引き続き（2年間を限度として）医療費等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができます。

(2) 加入手続

任意継続組合員になることを希望される方は、次の【提出書類】を退職時の所属所長の証明を受け、退職日以降、至急、共済組合に提出してください。

共済組合は、加入申出の書類を受理した後に掛金の額を通知（「(3) 任意継続掛金」参照）しますので、必ず期限内に掛金を納入してください。（退職した日から20日以内）

ただし、年度末退職者に限り下記のとおり事前に受付を行います。

- 【提出書類】
- ・任意継続組合員申出書（所属所長の証明が必要）
 - ・預金口座振替依頼書

3 年度末退職者の受付期間

事前受付期間	令和4年1月14日（金）～2月16日（水）必着
通常受付期間	令和4年4月1日（金）～4月8日（金）必着

※受付期間等詳細については、令和3年12月上旬に、所属所長あてに通知します。

注意

- ・再任用（フルタイム勤務）又は県費支弁職員及び市町費支弁職員で退職後1日も空かず臨時的任用された場合は、現在の組合員資格を継続しますので、臨時的任用職員を希望している方は、任意継続組合員の申出を行わないでください。
- ・再就職や家族の被扶養者になることを検討されている方は、再就職先又は家族の勤務先において「健康保険等に参加できない」又は「被扶養者として認定されない」ことが確認できている場合のみ、申し出るようにしてください。（健康保険証が重複交付される恐れがあります。）

(3) 任意継続掛金

掛金額は、退職時の標準報酬月額（注1）を基礎に算定することになっており、掛金率や平均標準報酬月額（注2）の変更に伴い、ほぼ毎年変更されます。

なお、納付額は、短期給付（医療費等）分の「任意継続掛金」と介護保険分の「介護掛金」（40歳以上65歳未満の方のみ必要）の合算額となります。

在職中は、財源については、事業主（和歌山県、公立大学法人和歌山県立医科大学等）が負担金として2分に1を負担していましたが、任意継続組合員になると、全額本人負担となります。

加入申出に基づき、掛金額を「任意継続掛金額等決定通知書」により通知します。

年度末退職者については、「任意継続掛金額等決定通知書」を次のとおり送付します。

- ・事前受付の場合・・・3月上旬に所属所
- ・通常受付の場合・・・4月随時申出者の自宅

また、2年目の任意継続組合員資格の継続意思確認及び掛金額については、令和5年3月上旬に通知（自宅へ送付）しますので、必要に応じて期限内に手続を行ってください。

ア 掛金額

任意継続掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》× 84.20/1000

介護掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》× 17.80/1000

（掛金率はほぼ毎年変更されます。参考に令和3年度の率を記載しています。）

《掛金の基礎となる標準報酬月額》＝下記①・②いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額（注1）
- ② 410,000円（平均標準報酬月額）（注2）

（注1）退職時の標準報酬月額…退職した月の短期給付の掛金の基礎となった標準報酬月額です。（給料支給明細書の下段参照）

（注2）平均標準報酬月額………公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日の標準報酬月額の平均で、任意継続掛金基礎額の上限となります。

令和4年度の「掛金率」が決定されしだい、「平均標準報酬月額」と共に所属所長あてに通知します。

イ 掛金の払込方法

掛金の納付は、原則、口座振替とします。共済登録口座（共済組合に届けている紀陽銀行の口座＝加入申出時「預金口座振替依頼書」に記入した口座）から自動的に引き落とす方法です。（期日に振替できなかった場合は、「振込依頼書」により振込んでいただきます）

なお、年度末退職者に係る通常受付及び年度途中退職者に係る申込の場合、初回は「振込依頼書」による振込となります。

また、掛金の納付期日は、資格を継続しようとする月の前月の末日です。

払込方法は、次のいずれかを選択することができます。

- ① 前納（一年一括）
- ② 前納（半年一括）
- ③ 毎月納付

（払込方法及び共済登録口座は、途中で変更できませんのでご注意ください。）

口座振替（引き落とし）日	例月振替日	毎月22日
・「事前受付」初回振替	3月22日	
・半年一括 後期振替日	9月22日	
22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日となります		

ウ 掛金の還付

再就職等により任意継続組合員の資格がなくなったときは、前納している掛金を還付します。（年度当初等、還付手続に日数を要する場合がありますので、ご了承願います。）ただし、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収します。

エ 掛金の申告

任意継続掛金は、確定申告（年末調整）時に「社会保険料」として、申告することができます。

申告する際、納付証明書の添付は必要ありませんので発行しませんが、必要に応じて確認できる書類の提示に備え、次の書類を大切に保管しておいてください。

- （ア）「任意継続掛金等決定通知書」
- （イ）「令和 年 月分 振込金（兼手数料）受取書」（「振込依頼者」により振り込んだ控）
- （ウ） 口座振替を行った通帳印字箇所の写真（口座振替日と金額が確認できる箇所）

参考：主な市の国民健康保険の掛金最高額（介護保険分を含む。） 令和3年度

	和歌山市	海南市	紀の川市	田辺市	新宮市
年間の額	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円
1か月の額 （目安）	82,500円	82,500円	82,500円	82,500円	82,500円

算定方法は各市町村により異なります。

詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

（「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」は裏表紙に掲載）

(4) 任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の交付

任意継続組合員の加入に必要な書類が提出され、掛金の納付を確認した後「任意継続組合員証等」を組合員に交付します。

年度末退職者の交付時期等

- ・ 事前受付…………… 3月末に退職時の所属所へ送付
- ・ 通常受付…………… 4月下旬頃自宅に郵送

(5) 被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されていた方で、退職後も被扶養者としての要件を備える方については、引き続き認定されます。(この場合、継続認定の申出は不要です)

なお、任意継続組合員期間中に、新たに認定を受けようとする方ができたり、認定されている方が就職等によりその資格をなくした場合などは、手続が必要となりますので速やかに共済組合の医療給付班に問い合わせてください。

事 項	提 出 書 類
被扶養者の認定	・ 被扶養者認定申告書 ・ 認定事由による必要書類
被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書 ・ 取消事由による必要書類 ・ 任意継続組合員被扶養者証

ア 新たな認定については、その事実が生じた日から30日以内に必ず手続をしてください。

30日を過ぎて申告された場合は、「被扶養者認定申告書」を共済組合が受け付けた日からの認定となります。

イ 被扶養者が、次の項目に該当する場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、至急、被扶養者取消申告を行ってください。

なお、取消の届出が遅れた場合、取消はあくまで要件を欠いた日まで遡るため、多額の医療費の返還にもなりかねないので、特に注意してください。

(ア) 年間130万円以上の収入がある(見込まれる)方

ただし、障害年金(障害を事由とする)及び60歳以上の公的年金受給者の場合は、180万円以上(「個人年金」の場合は130万円)

(注) 雇用日以降1年間の収入が限度額を超えると見込まれる場合は、雇用日から取消しをすることがあります。

(イ) パート、アルバイトにおいて、3か月連続して108,334円以上の収入のある方、雇用保険等の受給者は日額3,612円以上の方

(ウ) 夫婦共同扶養者(「子」)を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より多い場合(1割以上)

被扶養者の認定基準額

項 目	区 分	
	60歳未満の者	60歳以上の公的年金 又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
給料等と（地代、家賃、年金等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満
雇用保険 傷病手当金等	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満

※被扶養者の資格確認調査について

1年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているかを確認するために、調査（収入等）を行います。

被扶養者の収入状況等については常に注意してください。遑って取り消された場合には、その間に共済組合が支払った医療費等を返還していただくことになります。

（6）任意継続組合員証の記載事項変更

→速やかに、共済組合の医療給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
組合員又は被扶養者の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等記載事項変更申告書 ・戸籍抄本（写）等 ・任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証（交付されている方のみ）
住所等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等記載事項変更申告書 ・住民票（写）等

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む。）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付を含む。）[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）

(7) 医療給付に関する報告

→ただちに、共済組合の医療給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
交通事故等の第三者加害行為により負傷したとき	・ 事故報告書等
住所地の市町村条例に基づく公費負担医療制度（重度心身障害児者医療制度等）に該当したとき、又は該当しなくなったとき	・ 公費負担医療費制度該当・非該当報告書 ・ 該当の医療受給者証の（写） 又は非該当通知の（写）
特定疾病（慢性腎不全による人工透析、血友病）の療養を受けることになったとき	・ 特定疾病療養認定申請書

(8) 高齢受給者証の交付

高齢受給者証は、70歳の誕生日の属する月の翌月（月の初日が誕生日の場合は誕生月）から適用となり、自動的に共済組合から送付します。

(9) 限度額適用認定証の申請・交付等

ア 制度の内容

組合員や被扶養者（70歳未満の方）が傷病により医療費が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えることができます。

入院時に、医療機関から限度額適用認定証の提示を求められることがあります。

共済組合の医療給付班（073-441-3712）にお電話ください。

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」用紙を送付します。

イ 申請等の手続

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入押印し、医療給付班へ提出してください。受理後、「公立学校共済組合限度額適用認定証」を交付（送付）しますので、「任意継続組合員証等」と一緒に医療機関に提示してください。

なお、「公立学校共済組合限度額適用認定証」には有効期限が表示してありますが、必要がなくなれば速やかに医療給付班に返納してください。

ウ 限度額適用認定証を提示しなかった場合

原則受診月の3か月後に、「高額療養費」として通常の医療給付金と同様に自動給付しますので、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同額となります。

なお、70歳以上の被扶養者については、共済組合が交付している「高齢受給者証」の提示により限度額適用認定証と同様の取り扱いとなりますので、申請の必要はありません。

認定申請は、必ず、入院前に行ってください。

※医療機関において、退院時等に医療費を支払う際に「公立学校共済組合限度額適用認定証」が必要です。

(10) 資格喪失事由及び資格喪失手続

→速やかに共済組合の医療給付班に問い合わせてください。

任意継続組合員の資格は、下記事由により喪失します。

資格喪失事由

- ア 2年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- エ 再就職等により他の医療保険制度に加入したとき
- オ 任意継続組合員となった後、やめることを希望したとき
 - 例1 国民健康保険に加入予定
 - 例2 家族の被扶養者になる予定
- カ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

「資格喪失事由」イ、エ、オ及びカの場合は、次の書類を提出してください。

資格喪失事由		提出書類
イ	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・戸籍謄本等（死亡年月日、還付請求者との続柄がわかるもの）
エ	再就職等により他の医療保険制度に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・再就職先の健康保険証等の写し
オ	任意継続組合員をやめることを希望したとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入予定 ・家族の被扶養者になる予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 任意継続組合員資格喪失申出書を受け付けた月の翌月の1日が資格喪失日となります。 (例) 7月19日申出書受付の時は8月1日が喪失日となり、掛金は7月分まで徴収します。
カ	後期高齢者医療の被保険者等になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書

《任意継続組合員証等の返納について》→資格喪失後2日以内に返納願います。

任意継続組合員証等とは、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用認定証の各証のことです。（交付を受けている方のみ）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険証等を提示してください。

注意 任意継続組合員の資格喪失について

- ①一度脱退すると再加入はできません。
- ②学校等に臨時的に任用された場合や再就職等をした場合で、共済組合の資格や健康保険の資格を得た時は、新しい健康保険証等の写しを添付して、至急、「任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書」を提出してください。
- ③国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合は、任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書を共済組合が受理した月の翌月に、それぞれの手続を行うことになります。（申出書を共済組合が受理した月の末日までは、任意継続組合員です。）

よくある質問

Q 任意継続組合員の期間中に臨時的任用職員に任用された場合、どのような手続をしたらいいの？

A 臨時的任用職員に任用された場合は、任用時から共済組合の一般組合員（現職）資格を取得します。よって任意継続組合員資格を喪失することになります。

☞ 手続は

→①共済組合に連絡してください。

○年○月○日から臨時的任用職員に任用されます。

②共済組合から、喪失手続に必要な書類を送付します。

任意継続組合員証等の返納等

任用	臨時的任用職員	喪失
共済一般組合員	任意継続組合員	共済一般組合員
	①	③
	②	

任意継続組合員の加入資格は1年と1日以上必要

任意継続組合員

③その後、臨時的任用職員（1年と1日以上）が期間満了になりました。

1年と1日以上の間があれば、任意継続組合員の加入資格があります。

1年以下の場合は、任意継続組合員の加入資格はありません。

お願い

資格喪失後の任意継続組合員証等の返納について

任意継続組合員期間満了時にも、必ず、任意継続組合員証等を返納してください。

（ご自分で処分しないでください。）

3 加入する医療保険の選択についての具体的な【例】

掛金(保険料)の金額と給付内容を比べて、加入する医療保険を決めると良いと思います。

例1 配偶者が現職組合員(当共済組合員)の場合

組合員：昭和36年10月10日生 令和3年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額約220万円
令和8年11月(65歳)～受給
配偶者：昭和42年11月15日生 現職教職員

- 配偶者の被扶養者となる
 - ・ 令和4年 4月～ 普通認定申告する(扶養手当が認められる)
 - ・ 令和8年11月～ 年金等が180万円以上となるため、被扶養者取得申告をする。
⇒ 国民健康保険に加入する。

もしも、老齢厚生年金試算額が130万円以上180万円未満の場合は、・・・

- ・ 令和4年 4月～ 普通認定申告する(扶養手当が認められる)
- ・ 令和8年11月～ 普通認定から特別認定に変更手続^{*}を行う。
※変更手続は、配偶者が行い所属所から共済組合に提出する。

例2 組合員夫婦が同時退職の場合

組合員(夫)：昭和32年10月10日生 令和3年度未退職(再任用者)
再就職しない、退職後収入なし
特別支給の老齢厚生年金試算額約170万円 令和2年11月(63歳)～受給
年金は、在職停止
組合員(妻)：昭和36年12月15日生 60歳 当共済組合員 令和3年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金試算額 約160万円 令和9年1月(65歳)～受給

- 組合員(夫)……任意継続組合員(夫)になる
組合員(妻)……任意継続組合員(夫)の被扶養者となる
※ 妻が任意継続組合員で夫が被扶養者でも、どちらでも可

メモ

夫は、令和4年3月31日に退職になると年金の在職停止が解除されるから、収入(年金)が170万円となる。

- ・ 任意継続掛金額の比較する
 - ・ 今後の再就職の見通し等も考慮する



夫が、令和4年10月に65歳になるため、4年11月から老齢基礎年金等を合わせて250万円となることから被扶養者にはなれない。

例3 配偶者が任意継続組合員の場合

組合員：昭和36年10月10日生 令和3年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額 約220万円
令和8年11月（65歳）～受給

配偶者：昭和35年12月15日生 61歳 令和2年度未退職
現在任意継続組合員（任意継続組合員期間 令和3年4月～令和5年3月）
特別支給の老齢厚生年金試算額 約170万円 令和7年1月（64歳）から受給

- 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者となる
 - ・ 令和4年4月～ 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者特別認定申告する
 - ・ 令和5年4月～ 配偶者と共に国民健康保険に加入する

例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合

組合員：昭和36年10月10日生 令和3年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額 約220万円
令和8年11月（65歳）～受給

配偶者：昭和40年12月15日生 56歳 民間企業に勤務（健康保険）

- 配偶者（健康保険）の被扶養者

注意：事前に配偶者（健康保険）の被扶養者としての認定要件を確認してください。
それぞれの保険者で認定要件（年間収入額の算定方法等）が異なるので、認定されないことがあるため。

年間収入額の算定方法

- ・ 健保組合等（他の保険者）：要件を備えた日の属する年1年
今年度未退職：令和3年1月～12月の1年間
1月～3月の収入が130万円以上の場合は認定されないことがある。
- ・ 当共済組合：要件を備えた日以降1年間
今年度未退職：令和3年4月～令和4年3月

もしも、配偶者（健康保険）の被扶養者に認定されないときは・・・

- 任意継続組合員になるか国民健康保険に加入するか選択してください。

例5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合

組合員：昭和36年10月10日生 令和3年度未定年退職
再就職しない、個人年金120万円
令和8年11月（65歳）～老齢厚生年金と老齢基礎年金と合わせて試算額220万円を受給予定

配偶者：昭和35年12月15日生 61歳 令和2年度未定年退職
現在任意継続組合員（任意継続組合員期間 令和3年4月～令和5年3月）
無職 個人年金 約60万円受給
令和8年1月（65歳）～老齢厚生年金を受給予定

長男：平成10年4月23日生 令和3年4月1日就職 当共済組合員資格取得
年収 約310万円

○ 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者（例3）

実際に扶養するのは、どなたですか？

実態に合った申告を行っていただくことになります。

まず、一番の扶養義務者は、配偶者と考えます。

長男と別居している場合は、次のとおり一定金額の仕送りを受けていることが条件です。

組合員の収入額（年金等組合員自身の収入並びに長男及び長男以外の者の送金等による収入の合計額）に占める長男の送金額の割合が、3分の1以上でなければなりません。

なお、長男が長男以外の者と組合員を扶養する場合は、長男の送金額が長男以外の者の負担額を上回っていなければなりません。

被扶養者の範囲

被扶養者は、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければならない。

次の（1）～（3）に該当する場合は、上記②に該当しない。

- （1）その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合
- （2）組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者とはいえない場合
- （3）年間130万円以上の所得がある者の場合
（障害を支給事由とする公的年金等の受給者、60歳以上の公的年金等の受給者については、年額180万円以上）

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む。）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付を含む）[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）

4 任意継続組合員の各種給付金

→ 本人請求の事項が生じた際は速やかに
共済組合、医療給付班に問い合わせて
ください。

	種 目	給 付 内 容	
		(組合員本人)	(被扶養者)
(組合員証を使用する限りにおいて請求不要) 自動給付	療養の給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	医療費等の7割(注1)	
	高額療養費	総医療費が267,000円を超えた場合は、80,100円に超過額の1%を加算した額を自己負担額(注2)より控除した額 自己負担額(注2) - {80,100 + (総医療費 - 267,000) × 0.01} (70歳以上の高齢受給者については自己負担限度額が設けられ、その額より自己負担額(注2)を超えた場合、超過額が高額療養費として給付されます。)	
	入院時食事療養費 同家族療養費	食事療養にかかる費用より標準負担額を控除した額	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	自己負担額(注2)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て)(公費負担を受けられる場合は除く)	
本人請求	療養費、家族療養費	療養に要した費用、装具装着に要した費用の7割(注1) ・やむをえない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき。 ・医師が治療上必要と認めたもので、コルセットなどの治療用装具、はり、きゅう等	
	移送費、家族移送費	実費相当額 組合員又は被扶養者が、療養を受けるために医療機関に移送された際の費用について、共済組合が必要と認めたとき(要事前承認)	
	出産費、家族出産費	404,000円 妊娠4か月以上で出産(死産を含む)した場合 産科医療補償制度に加入している医療機関において出産し、「産科医療補償制度の掛金」(16,000円)を納めた場合は、16,000円を加算する。	
	出産費附加金 家族出産費附加金	50,000円 上記出産費、家族出産費と同様	
	埋葬料、家族埋葬料	50,000円 組合員又は被扶養者が死亡したとき	
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	25,000円 上記埋葬料、家族埋葬料と同様	
	弔慰金、家族弔慰金	※標準報酬月額 × 1	※標準報酬月額 × 70/100
	災害見舞金	※標準報酬月額 × (0.5 ~ 3) 組合員及び被扶養者の住居・家財が 非常災害により、損害を受けたとき	/

※給付金の算定に当たっては、任意継続組合員の「標準報酬月額」(P 6)に基づき行います。

(注1) 医療費等の7割(一部年齢により割合が異なります。)

(注2) 自己負担額は概ね3割(一部年齢により割合が異なります。)

5 資格喪失後の各種給付金

◇組合員が退職後、又は、任意継続組合員資格喪失後も次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産費	1年以上組合員であった方が、退職後6月以内に出産したときは、出産費の給付が受けられます。（注）出産費附加金は給付されません	404,000円 + 16,000円※ ※産科医療補償制度加入機関において妊娠4か月以上で出産（死産を含む）した場合で「産科医療保障制度の掛金」を納めた場合に加算
埋葬料	組合員であった方が、退職後3月以内に死亡したとき（資格喪失後、死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の資格を取得したときは、これらの組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は給付されません。）	50,000円（定額）

◇組合員が退職後、次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産手当金	1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合（出産日又は出産予定日が組合員の資格喪失日に前日から42日以内である場合）には、その方が退職しなかったとしたならば受けることができる期間、継続して給付されます。	標準報酬日額 × 2/3 × 日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く)
傷病手当金	1年以上組合員であった方が、公務によらない病気または負傷により就労能力を失い、引き続き勤務に服することができないまま退職したとき、又は、退職した際に傷病手当金を受けている場合は給付されます。 (注) 傷病手当金附加金は給付されません	{(標準報酬日額 × 2/3) - (年金額※ × 1/264)} × 日数 (毎週、土曜日及び日曜日を除く) ※受給する同一の傷病による障害給付又は老齢給付の年金額の合計金額

他の組合の組合員の資格を取得した場合等には、上記の給付金を受けられないので、公立学校共済組合和歌山支部 医療給付班（「傷病手当金」は年金班）まで問い合わせてください。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から2年間請求しない場合、時効により消滅します。